

国民健康保険税 納入通知書の様式及び見方について

納入通知書は、当年度新たに課税される場合や当年度課税されていた税額が異動等により変更となる場合、納税義務者(世帯主)宛てに発送します。

【1 ページ目】

年度 国民健康保険税 納入通知書

(1)

被保険者番号

保険証番号
(2)
通知書番号
(2)

(4) 保険税納付方法等	
徴収方法	
納税義務者	
生年月日	性別
住所	
特別徴収義務者名	(5)
特別徴収対象年金	(6)
特別徴収対象年金額	(7) 円

前回決定額	(3)
今回決定額	

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

(1) 宛名

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となりますので、世帯主宛てに通知を発送させていただきます。このため、世帯主の方が国民健康保険の加入者でなくても、世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主の方が国民健康保険税の納税義務者となります。この場合の世帯主を「擬制世帯主」と言います。保険税の算定対象には含みませんが、低所得者軽減の該当・非該当の判定の際には、世帯に属するものとして計算に含みます。

(2) 保険証番号・通知書番号

税務課へのお問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

(3) 前回決定額・今回決定額

通知書が、その年度の国民健康保険税を初めて決定した内容である場合は、「今回決定額」の欄に決定した税額が記載されます。また、一度決定した税額に変更がある場合は、「前回決定額」の欄に変更前の税額が記載され、「今回決定額」の欄に変更後の税額が記載されます。

(4) 保険税納付方法等(特別徴収の方)

保険税の納付方法が特別徴収(公的年金からの天引き)の場合、対象となる年金の種類などが記載されます。特別徴収でない場合は空欄になります。

(5) 特別徴収義務者名

保険税の納付方法が特別徴収(公的年金からの天引き)の場合、天引き対象となる年金の支払者が記載されます。特別徴収でない場合は空欄になります。

(6) 特別徴収対象年金

保険税の納付方法が特別徴収(公的年金からの天引き)の場合、天引き対象となる年金の種類が記載されます。特別徴収でない場合は空欄になります。

(7) 特別徴収対象年金額

保険税の納付方法が特別徴収(公的年金からの天引き)の場合、天引き対象となる年金の年額が記載されます。特別徴収でない場合は空欄になります。

【2 ページ目】

国民健康保険税 賦課明細書

区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦ (円)
	課税標準額 ① (円)	所得割率 ②	所得割額 ③=①×② (円)	1人あたり 均等割額④(円)	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤(円)	特定	平等割額⑦ (円)	
変更	医療分	%			人		月		
更	支援金分	(1)	%	(2)	人	(3)		(4)	(5)
	介護分	%			人				
前定	子ども分	%			人				
変更	医療分	%			人		月		
更	支援金分	%			人				
	介護分	%			人				
後定	子ども分	%			人				

区分	軽減額				限度超過額 ⑨ (円)	月割増減額 ⑩ (円)	減免額 ⑪ (円)	年間保険税額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪) (円)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更	医療分							
更	支援金分				(6)	(7)	(8)	(9)
	介護分							
前定	子ども分							
変更	医療分							
更	支援金分							
	介護分							
後定	子ども分							

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

(1) 課税標準額

世帯の国民健康保険加入者それぞれの前年中の総所得金額等から基礎控除を控除した金額を算出し、世帯全員分の金額を合計した数値が記載されます。

(2) 所得割額

課税標準額に、所得割率をかけた額が記載されます。所得割率は、自治体ごとに定めており、年度ごとに変ります。

(3) 均等割額

1人あたりの均等割額に国民健康保険加入者の人数(被保険者数)をかけた額が記載されます。均等割額は、所得の多い少ないによらず固定の金額で、自治体ごとに定めており、年度ごとに変ります。

(4) 平等割額

1世帯にかかる額が記載されます。平等割額は、所得の多い少ないによらず固定の金額で、自治体ごとに定めており、年度ごとに変ります。

(5) 算出合計額

(2)所得割額と(3)均等割額と(4)平等割額を合計した額が記載されます。(決定額ではありません)

(6) 軽減額

所得が一定以下の方に対する軽減制度、未就学児に対する軽減制度および産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減等に該当する場合、その軽減額が記載されます。

(7) 限度超過額

保険税が賦課限度額を超える場合は、その超過額が記載されます。賦課限度額は、自治体ごとに定めており、年度ごとに変わります。

(8) 月割増減額

世帯に課税対象月が12か月未満の被保険者(月割加入者)がいる場合、その方の分の計算額を記載しています。

(9) 減免額

保険税の減免申請(旧被扶養者減免等)があり、減免の決定があった場合は、その減免額が記載されます。

(10) 年間保険税額

(5)～(9)を計算した額が記載されています。

【3 ページ目】

納付年月／普通徴収の納期	決定(変更)前(円)		決定(変更)後(円)		納付済額(円)		差引納付税額(円)	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
(1)	(2)		(3)		(4)		(5)	
合計								

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。
 ※納付済額は、この通知書の作成日時時点で把握できたものが記載されています。

(1) 納付年月/普通徴収の納期

特別徴収の納付年月および普通徴収の納期限が記載されます。

特別徴収… 保険税を納税義務者の年金から天引きする方法

普通徴収… 保険税を納付書または口座振替で納付する方法

(注意)普通徴収・特別徴収を併用して納付する場合は、普通徴収と特別徴収の両方が記載されます。

(2) 決定(変更)前

保険税の税額が変更する前の各月の金額が記載されます。

(注意)変更がない場合や、その年度の保険税を初めて決定した場合は「*」が記載されます。

(3) 決定(変更)後

保険税の税額が変更した後の各期の金額を記載しています。

(4) 納付済額

既に納付された保険税の金額が記載されます。

(注意)通知書を作成した時点で確認済みの納付額が記載されます。

なお、金融機関等での入金や口座振替での納付確認等には日数を要するため、納付金額が反映されていない場合があります。

(5) 差引納付税額

(3)決定(変更)後から(4)納付済額を差し引いた保険税の金額が記載されます。

納付する金額はこの欄に記載されている金額です。

国民健康保険税個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
	医療																			
	支援金																			
	介護																			
	子ども																			
(1)	医療																	(3)		(4)
	支援金																			
	介護																			
	子ども																			
	医療																			
	支援金																			
	介護																			
	子ども																			
	医療																			
	支援金																			
	介護																			
	子ども																			

- ・個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、国保税額となります。(各区分毎に100円未満を切り捨てます。)
- ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
- ・限度超過世帯の被保険者人数に異動(増減)や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。

(1) 被保険者氏名

その年度の4月から翌年3月までの間に世帯に属する国保加入者が記載されます。

(2) 課税対象月

世帯員それぞれの年度内の課税の算定対象となる月を表しています。課税の算定対象となる月は、「*」が記載されます。倒産、解雇、雇い止めなどによる離職をされた方(非自発的失業者)に対する軽減の対象となる月は「S」が記載されます。擬制世帯主となる月は、「G」が記載されます。「G」が記載されている月の分は、課税の算定対象外です。

(3) 所得割、均等割

国民健康保険税の決定額は、世帯単位で計算しますが、参考として被保険者ごとの算定額を記載しています。記載の金額は12か月分となります。なお、記載の金額は、賦課限度額、減免額及び百円未満の端数処理を行っておりません。また、月割増減額・減免額等は反映されておりませんので、実際の課税額を確認する際は、加入月数で計算する必要があります。

(4) 平等割

1世帯にかかる算定額を記載しています。記載の金額は12か月分となります。また、月割増減額・減免額等は反映されておりませんので、実際の課税額を確認する際は、加入月数で計算する必要があります。

